

令和元年12月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
議案79	監査委員の選任について
議案80	人権擁護委員候補者の推薦について
議案81	豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館の指定管理者の指定について
議案82	豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館の指定管理者の指定について
議案83	豊明市南部児童館、豊明市西部児童館、豊明市ひまわり児童館及び豊明市コスモス児童館の指定管理者の指定について
議案84	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案85	豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案86	豊明市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案87	豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について
議案88	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案89	豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案90	豊明市立保育所設置条例の一部改正について
議案91	豊明市道路占用料条例の一部改正について
議案92	豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について
議案93	令和元年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について
議案94	令和元年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案95	令和元年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案96	令和元年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）について
議案97	令和元年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号

監査委員の選任について

下記の者は、令和元年12月7日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和元年11月27日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 古 橋 洋 一
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 80 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者は、令和 2 年 3 月 31 日任期満了となるので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 五 味 一 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第 81 号

豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市東区葵三丁目 15 番 31 号
株式会社 日本保育サービス
代表取締役 古川 浩一郎
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市中央児童館及び豊明市北部児童館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 82 号

豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館
- 2 指定管理者となる団体
大阪市北区堂島一丁目 5 番 17 号堂島グランドビル 8 階
セリオ・ALSOKビルサービス共同事業体
株式会社セリオ 代表取締役 若濱 久
- 3 指定の期間
豊明市二村児童館 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
豊明市大宮児童館 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 83 号

豊明市南部児童館、豊明市西部児童館、豊明市ひまわり児童館及び豊明市コスモス児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
豊明市南部児童館、豊明市西部児童館、豊明市ひまわり児童館及び豊明市コスモス児童館
- 2 指定管理者となる団体
東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号広尾プラザ 5 階
株式会社 ポピンズ
代表取締役 轟 麻衣子
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市南部児童館、豊明市西部児童館、豊明市ひまわり児童館及び豊明市コスモス児童館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 8 4 号

豊明市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

豊明市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会
計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、関係条例において所要の改正
をする必要があるからである。

豊明市地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の廃止)

第1条 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年豊明市条例第35号）は、廃止する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「並びに第25条」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員を」を「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

(豊明市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 豊明市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和47年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(豊明市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 豊明市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和47年豊明市条

例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の合計額の」を「給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬の額（豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例 号）第 11 条から第 13 条までに規定する報酬の額を除く。））の」に改める。

（豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 7 条 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年豊明市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第 18 条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める。

（豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 8 条 豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年豊明市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「職員のうち」を「職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち」に改める。

第 8 条中「職員が」を「職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第 21 条中「豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成 25 年豊明市条例第 35 号）第 5 条第 1 項及び第 9 条」を「豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第 号）第 17 条第 2 項」に改める。

（豊明市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 9 条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和 47 年豊明市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項中「以外の時間に」を「を超えて」に改める。

第 25 条を次のように改める。

（非常勤職員の給与）

第25条 常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、任命権者が常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2 前項の常時勤務を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

（豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 豊明市職員の旅費に関する条例（昭和48年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員を」を「一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）を」に改める。

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号」を「地方公務員法第16条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 5 号

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別
添のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定め
る必要があるからである。

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、別表に掲げる報酬表によるものとする。

2 前項の報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

(職務の号給)

第4条 職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当に係る報酬)

第5条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当相当額を報酬水準に加味して支給する。

2 地域手当相当額は、基準額に100分の15を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第6条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額(以下同じ。)とする。

(報酬の支給)

第7条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から豊明市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年豊明市規則第 号。)第3条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(初任給調整に係る報酬)

第8条 豊明市職員の給与に関する条例(昭和47年豊明市条例34号。以下「給与条例」という。)第11条の規定に該当する職員には、同条に規定する手当に相当する報酬を支給する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 通勤に係る費用弁償は、通勤のため、交通機関を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員及び交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に対して支給する。

2 月額で報酬を定める職員の通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）は、給与条例第15条第2項の規定により準用する。

3 日額及び時間額で報酬を定める職員の通勤に係る費用弁償の額については、月額で報酬を定める職員の通勤に係る費用弁償の額を基準として市長が規則で定める額とする。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第10条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、豊明市職員の旅費に関する条例（昭和48年豊明市条例第31号）の例による。この場合において、職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。

（時間外勤務における報酬）

第11条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間

45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1） 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第

10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の正規の勤務時間の割り振られた日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第14条 第17条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第11条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第15条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項から第6項まで、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当

たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬(第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に再度職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(特殊勤務に係る報酬)

第16条 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年豊明市条例第35号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項に規定する業務に規定する業務に従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務条例第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第17条 第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額及び初任給調整に係る報酬の合計額に1.2を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額及び初任給調整に係る報酬の合計額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第6条第3項の規定により計算して得た額及び初任給調整に係る報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に1.2を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
(報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務時間1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(市長が特に必要と認める職員の給与)

第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(雑則)

第20条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日までの間における地域手当相当額に関する特例)

第2条 令和3年3月31日までの間における地域手当相当額の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に上げる字句とする。

第5条第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合
--------	---------	-----------------------------

別表 報酬表 (第3条関係)

1 行政職報酬表 (一)

号給	報酬月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100

1 4	1 6 1, 6 0 0
1 5	1 6 3, 1 0 0
1 6	1 6 4, 7 0 0
1 7	1 6 5, 9 0 0
1 8	1 6 7, 4 0 0
1 9	1 6 8, 9 0 0
2 0	1 7 0, 4 0 0
2 1	1 7 1, 7 0 0
2 2	1 7 4, 4 0 0
2 3	1 7 7, 0 0 0
2 4	1 7 9, 6 0 0
2 5	1 8 2, 2 0 0
2 6	1 8 3, 9 0 0
2 7	1 8 5, 5 0 0
2 8	1 8 7, 2 0 0
2 9	1 8 8, 7 0 0
3 0	1 9 0, 4 0 0
3 1	1 9 2, 2 0 0
3 2	1 9 3, 9 0 0
3 3	1 9 5, 5 0 0
3 4	1 9 6, 9 0 0
3 5	1 9 8, 4 0 0
3 6	1 9 9, 9 0 0
3 7	2 0 1, 2 0 0
3 8	2 0 2, 5 0 0
3 9	2 0 3, 7 0 0
4 0	2 0 5, 0 0 0
4 1	2 0 6, 3 0 0
4 2	2 0 7, 6 0 0

4 3	2 0 8 , 9 0 0
4 4	2 1 0 , 2 0 0
4 5	2 1 1 , 3 0 0
4 6	2 1 2 , 6 0 0
4 7	2 1 3 , 9 0 0
4 8	2 1 5 , 2 0 0
4 9	2 1 6 , 3 0 0
5 0	2 1 7 , 4 0 0
5 1	2 1 8 , 4 0 0
5 2	2 1 9 , 5 0 0
5 3	2 2 0 , 6 0 0
5 4	2 2 1 , 6 0 0
5 5	2 2 2 , 5 0 0
5 6	2 2 3 , 5 0 0
5 7	2 2 3 , 8 0 0
5 8	2 2 4 , 6 0 0
5 9	2 2 5 , 4 0 0
6 0	2 2 6 , 1 0 0
6 1	2 2 6 , 8 0 0
6 2	2 2 7 , 8 0 0
6 3	2 2 8 , 6 0 0
6 4	2 2 9 , 4 0 0
6 5	2 3 0 , 1 0 0

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	1 3 2 , 3 0 0
2	1 3 3 , 2 0 0

3	1 3 4, 2 0 0
4	1 3 5, 1 0 0
5	1 3 6, 1 0 0
6	1 3 7, 1 0 0
7	1 3 8, 1 0 0
8	1 3 9, 1 0 0
9	1 3 9, 9 0 0
1 0	1 4 0, 9 0 0
1 1	1 4 1, 9 0 0
1 2	1 4 3, 0 0 0
1 3	1 4 3, 8 0 0
1 4	1 4 4, 8 0 0
1 5	1 4 5, 8 0 0
1 6	1 4 6, 8 0 0
1 7	1 4 7, 9 0 0
1 8	1 4 9, 2 0 0
1 9	1 5 0, 4 0 0
2 0	1 5 1, 6 0 0
2 1	1 5 2, 7 0 0
2 2	1 5 3, 9 0 0
2 3	1 5 5, 1 0 0
2 4	1 5 6, 3 0 0
2 5	1 5 7, 4 0 0
2 6	1 5 8, 9 0 0
2 7	1 6 0, 4 0 0
2 8	1 6 1, 9 0 0
2 9	1 6 3, 3 0 0
3 0	1 6 4, 7 0 0
3 1	1 6 6, 2 0 0

3 2	1 6 7, 7 0 0
3 3	1 6 9, 1 0 0
3 4	1 7 0, 9 0 0
3 5	1 7 2, 7 0 0
3 6	1 7 4, 5 0 0
3 7	1 7 6, 2 0 0
3 8	1 7 7, 9 0 0
3 9	1 7 9, 6 0 0
4 0	1 8 1, 3 0 0
4 1	1 8 2, 8 0 0
4 2	1 8 4, 2 0 0
4 3	1 8 5, 5 0 0
4 4	1 8 6, 9 0 0
4 5	1 8 8, 4 0 0
4 6	1 8 9, 7 0 0
4 7	1 9 1, 1 0 0
4 8	1 9 2, 5 0 0
4 9	1 9 3, 8 0 0
5 0	1 9 4, 9 0 0
5 1	1 9 6, 0 0 0
5 2	1 9 7, 2 0 0
5 3	1 9 8, 3 0 0
5 4	1 9 9, 4 0 0
5 5	2 0 0, 3 0 0
5 6	2 0 1, 4 0 0
5 7	2 0 2, 5 0 0
5 8	2 0 3, 5 0 0
5 9	2 0 4, 5 0 0
6 0	2 0 5, 5 0 0

6 1	2 0 6 , 6 0 0
6 2	2 0 7 , 5 0 0
6 3	2 0 8 , 4 0 0
6 4	2 0 9 , 3 0 0
6 5	2 1 0 , 0 0 0
6 6	2 1 0 , 8 0 0
6 7	2 1 1 , 5 0 0
6 8	2 1 2 , 3 0 0
6 9	2 1 2 , 7 0 0
7 0	2 1 3 , 3 0 0
7 1	2 1 3 , 6 0 0
7 2	2 1 4 , 0 0 0
7 3	2 1 4 , 2 0 0
7 4	2 1 4 , 6 0 0
7 5	2 1 5 , 1 0 0
7 6	2 1 5 , 7 0 0
7 7	2 1 5 , 9 0 0

備考 この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	1 8 0 , 0 0 0
2	1 8 2 , 2 0 0
3	1 8 4 , 3 0 0
4	1 8 6 , 6 0 0
5	1 8 8 , 6 0 0
6	1 9 0 , 9 0 0
7	1 9 3 , 1 0 0

8	195,400
9	197,600
10	200,500
11	203,300
12	206,000
13	208,900
14	210,600
15	212,300
16	214,000
17	215,900
18	217,500
19	219,200
20	220,900
21	222,700
22	224,700
23	226,600
24	228,600
25	230,100
26	232,100
27	234,200
28	236,200
29	238,100
30	240,800
31	243,600
32	246,400
33	249,000
34	251,900
35	254,600

備考 この表は、豊明市立小・中学校に勤務する教員補助員及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

4 防災専門職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	290,000

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

5 徴収専門職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	378,000

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

議案第 86 号

豊明市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
豊明市下水道事業の設置等に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公営企業法の規定により、その適用を受ける企業の範囲等を条例において定めるため必要があるからである。

豊明市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 排水区域は、本市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が

50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(会計事務及び決算の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(豊明市下水道事業特別会計設置に関する条例の廃止)

第2条 豊明市下水道事業特別会計設置に関する条例(昭和47年豊明市条例第51号)は、廃止する。

(豊明市監査委員に関する条例の一部改正)

第3条 豊明市監査委員に関する条例(昭和47年豊明市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第241条第5項」の次に「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項」を加える。

議案第 87 号

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について
豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、農村集落家庭排水施設事業を廃止し、公共下水道事業に統合することに伴い新たに公共下水道事業の分担金に係る条例を整備する必要があるからである。

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が施行する公共下水道の整備事業のうち都市計画事業でないもの（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく受益者の分担金（以下「分担金」という。）の賦課及び徴収について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、市の公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内にある世帯が居住し、又は居住しようとする建築物の所有者で、排水区域内の公共下水道施設を利用して下水を排除する者をいう。ただし、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（以下「質権等」という。）の目的になっている建築物については、建築物所有者と質権等を有する者の協議により、受益者を定めるものとする。

2 建築物が集合建築物（集合住宅又は雑居ビル等をいう。）若しくは共有建築物の場合又は地域において管理組合等が設置されている場合は、その様態を勘案して市長がそれぞれの受益者を定めることができる。

(分担区の決定等)

第3条 市長は、排水区域を土地の状況等に応じて2区以上の分担区に区分することができる。

2 市長は、前項の規定により分担区を定めたときは、当該分担区の名称及び区域を公告しなければならない。

(分担金の額)

第4条 受益者の負担する分担金の額は、次の表の左欄に掲げる分担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1水道メーター当たりの分担金の額に、当該受益者が所有する建築物の水道メーター数を乗じて得た額とする。ただし、勅使台団地組合法人の管理区域については第2条第2項を適用し当該管理組合を受益者と定め、地区総額での一括賦課、徴収とする。

分担区の名称	1水道メーター当たりの分担金額又は地区総額
--------	-----------------------

沓掛地区	φ 1 3 m m	1 7 6 , 2 0 0 円
	φ 2 0 m m	4 2 0 , 1 0 0 円
	φ 2 5 m m	6 5 6 , 1 0 0 円
	φ 3 0 m m	9 4 5 , 8 0 0 円
	φ 4 0 m m	1 , 6 8 3 , 4 0 0 円
	φ 5 0 m m	2 , 6 3 0 , 0 0 0 円
	φ 7 5 m m	5 , 9 1 9 , 4 0 0 円
	井戸水	1 7 6 , 2 0 0 円
勅使台団地地区	勅使台団地組合法人の管理区域で組合が一括で納める場合の総額	8 3 , 2 1 8 , 0 0 0 円

2 前項の水道メーターは、排水区域内の公共下水道施設を利用して下水を排除するものを対象とする。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、分担金を賦課しようとするときは、分担金を賦課する対象区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、同項の公告の日（以下「公告日」という。）において既に事業を施行し、又は公告日から3年以内に事業を施行することが予定されている区域でなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、公告日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の建築物に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、公告日以後に新たに受益者となった者については、その都度分担金を賦課するものとする。

3 市長は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期限等を受益者に通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特に必要と認め

たときは、この限りでない。

(分担金の賦課等の特例)

第7条 公告日現在において、豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例(昭和52年条例第1号)第2条に定める受益者であり、かつ同条例第4条に定める分担金を徴収した者については、新たに賦課しないものとする。

(延滞金)

第8条 市長は、第6条第3項の規定により通知した納付期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納付期限の翌日から1月を経過する日までの期日については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

- 2 延滞金の計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 前2項により計算した金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、受益者が納付期限までに分担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合には、第1項の延滞金を減免することができる。

(分担金の徴収猶予)

第9条 市長は、受益者が災害、盗難、その他の事故により当該分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する受益者の分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している建築物に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物に係る受益

者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している建築物に係る受益者

(4) 区、町内会及び自治会が設置、管理している施設等の建築物に係る受益者

(5) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者が、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第6条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条及び第3条の規定は、第4条の表に規定する沓掛地区の公共下水道への供用開始の告示の日から施行する。

(豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の廃止)

第2条 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例（昭和52年豊明市条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例の規定により分担金を賦課及び徴収する者のうち、附則第1

条の本文に規定する施行の日以降に公共下水道施設の利用を開始するものについては、なお従前の例による。

議案第 88 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告及び地方公務員法の改正に伴い改正する
必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		

45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			

94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
再	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
任	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
用	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
職	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
員	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
以	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
外	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
の	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
職	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
員	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500

46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	

95	225,100	261,400	296,200	319,300		
96	225,400	261,700	296,700	319,500		
97	225,700	261,900	297,000	319,700		
98	226,200	262,200	297,400	320,000		
99	226,700	262,400	297,900	320,300		
100	227,200	262,700	298,400	320,500		
101	227,600	263,000	298,800	320,700		
102	228,100	263,200	299,200			
103	228,700	263,500	299,500			
104	229,300	263,800	299,800			
105	229,700	264,000	300,100			
106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			
122		268,300	305,200			
123		268,600	305,500			
124		268,900	305,700			
125		269,100	305,900			
126		269,300	306,200			
127		269,600	306,500			
128		269,900	306,700			
129		270,100	306,900			
130		270,300	307,200			
131		270,600	307,500			
132		270,900	307,700			
133		271,100	307,900			
134		271,300				
135		271,600				
136		271,900				
137		272,100				
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
備考 この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。						

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第3条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条におい

て「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の豊明市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第3条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市長が規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市

長が規則で定める。

（豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年豊明市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

議案第 89 号

豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について
豊明市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い改正する必要があるから
である。

豊明市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の旅費に関する条例（昭和48年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下本条において同じ」を削り、同条第6項中「者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

議案第 90 号

豊明市立保育所設置条例の一部改正について
豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和元年度末に豊明市立東部保育園を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市立保育所設置条例の一部を改正する条例

豊明市立保育所設置条例（昭和49年豊明市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表東部保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 9 1 号

豊明市道路占用料条例の一部改正について
豊明市道路占用料条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、占用料を変更するため必要があるからである。

豊明市道路占用料条例の一部を改正する条例

豊明市道路占用料条例（昭和 6 1 年豊明市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（占用料の額）

第 2 条 占用料の額は、愛知県道路占用料条例（昭和 4 3 年愛知県条例第 8 号）別表に定める年額とする。ただし、年額の定めがないものについては、月額に 1 2 を乗じて得た額とし、年額及び月額の定めがないものについては、日額に 3 6 5 を乗じて得た額とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 2 号

豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部改正について

豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、公共下水道事業を統合することに伴い区域外流入の分担金に係る条例を整備するため必要があるからである。

豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例（平成24年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3号）」の次に「及び豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例（令和元年豊明市条例第 号）」を加える。

第3条本文中「土地」を「建築物」に改め、同条ただし書中「地上権、」及び「地上権又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「土地」を「建築物」に改め、「地上権者、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 建築物が集合建築物（集合住宅又は雑居ビル等をいう。）又は共有建築物の場合は、その様態を勘案して市長がそれぞれの受益者を定めることができる。

第4条中「1水道メーター当たり176,200円」を「別表に掲げる1水道メーター当たりの分担金の額に、当該受益者が所有する建築物の水道メーター数を乗じて得た額」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に、「土地」を「建築物」に、「前2条」を「前条」に改め、同条第2項及び第3項ただし書中「管理者」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「土地」を「建築物」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改め、同項各号中「土地」を「建築物」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項及び第4項中「管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

水道メーター口径等	1水道メーター当たりの分担金額
-----------	-----------------

φ 1 3 m m	1 7 6 , 2 0 0 円
φ 2 0 m m	4 2 0 , 1 0 0 円
φ 2 5 m m	6 5 6 , 1 0 0 円
φ 3 0 m m	9 4 5 , 8 0 0 円
φ 4 0 m m	1 , 6 8 3 , 4 0 0 円
φ 5 0 m m	2 , 6 3 0 , 0 0 0 円
φ 7 5 m m	5 , 9 1 9 , 4 0 0 円
井戸水	1 7 6 , 2 0 0 円

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例第 4 条の表に規定する沓掛地区の公共下水道への供用開始の告示の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の規定により分担金の賦課及び徴収する者のうち附則第 1 条に規定する施行の日以降に公共下水道施設の利用を開始するものについては、なお従前の例による。

議案第 9 3 号

令和元年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 9 3 号

令和元年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 9 6, 5 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 2 2 9, 8 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		870,000	295,054	1,165,054
	1 地方交付税	870,000	295,054	1,165,054
14 国庫支出金		2,889,228	223,864	3,113,092
	1 国庫負担金	2,201,293	172,399	2,373,692
	2 国庫補助金	198,797	5,005	203,802
	4 国庫交付金	476,847	46,460	523,307
15 県支出金		1,391,089	96,900	1,487,989
	1 県負担金	781,748	67,538	849,286
	2 県補助金	429,567	28,970	458,537
	3 委託金	169,878	392	170,270
17 寄附金		200,510	2,610	203,120
	1 寄附金	200,510	2,610	203,120
19 繰越金		300,000	624,204	924,204
	1 繰越金	300,000	624,204	924,204
21 市債		1,436,700	53,900	1,490,600
	1 市債	1,436,700	53,900	1,490,600
歳入合計		20,933,274	1,296,532	22,229,806

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,660,135	-9,106	2,651,029
	1 総務管理費	2,007,568	-9,498	1,998,070
	5 統計調査費	5,079	392	5,471
3 民生費		9,466,019	580,343	10,046,362
	1 社会福祉費	4,303,078	295,712	4,598,790
	2 児童福祉費	4,453,845	231,854	4,685,699
	3 生活保護費	682,435	52,777	735,212
4 衛生費		1,409,587	14,578	1,424,165
	1 保健衛生費	704,799	14,578	719,377
8 土木費		1,672,867	10,092	1,682,959
	1 土木管理費	81,990	517	82,507
	4 都市計画費	974,216	9,575	983,791
9 消防費		889,241	1,628	890,869
	1 消防費	889,241	1,628	890,869
10 教育費		2,506,561	134,062	2,640,623
	1 教育総務費	430,934	3,794	434,728
	2 小学校費	415,133	102,270	517,403

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	438,909	21,927	460,836
	4 社会教育費	381,174	6,071	387,245
12 公債費		1,252,267	6,272	1,258,539
	1 公債費	1,252,267	6,272	1,258,539
13 諸支出金		60,864	558,663	619,527
	1 基金費	60,864	558,663	619,527
歳 出 合 計		20,933,274	1,296,532	22,229,806

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業	50,972
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理事業	20,984
10 教育費	4 社会教育費	青少年対策事業	3,249
合		計	75,205

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
		千円
第5次総合計画中間見直し業務委託事業	令和2年度	3,545
まちづくりアンケート調査業務委託事業	令和2年度	1,425
通訳業務事業	令和2年度	2,732
児童館に係る指定管理者の指定	令和2年度から 令和6年度まで	613,450
放課後児童健全育成事業業務委託事業 (南部児童クラブ外5児童クラブ)	令和2年度から 令和6年度まで	228,950

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 278,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
学校施設改修事業	千円 332,300	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	870,000	295,054	1,165,054
計	870,000	295,054	1,165,054

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,201,293	172,399	2,373,692
計	2,201,293	172,399	2,373,692

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	295,054	普通交付税 295,054 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	98,181	障害者医療費国庫負担金 17,685 増 障害者自立支援給付費等国庫負担金 80,496 増
2. 児童福祉費負担金	52,227	児童扶養手当負担金 15,333 増 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金 36,894 増
4. 生活保護費負担金	21,991	生活保護費負担金 21,991 増

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	61,885	4,799	66,684
7. 教育費国庫補助金	5,106	206	5,312
計	198,797	5,005	203,802

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫交付金	414,485	46,246	460,731
4. 総務費国庫交付金	0	214	214
計	476,847	46,460	523,307

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	779,607	67,538	847,145

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費補助金	4,799	地域生活支援事業費等補助金 4,799 増
3. 義務教育費補助金	206	特別支援教育就学奨励費補助金 206 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 保育園費交付金	46,246	保育所等整備交付金 46,246 増
1. 市民活動推進費交付金	214	外国人受入環境整備交付金 214

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	49,091	障害者医療費負担金 8,843 増 障害者自立支援給付費等負担金 40,248 増
3. 児童福祉費負担金	18,447	障害児施設措置費（給付費等）県費負担金 18,447 増

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	781,748	67,538	849,286

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	366,627	27,970	394,597
7. 消防費県補助金	3,558	1,000	4,558
計	429,567	28,970	458,537

15 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	168,445	392	168,837

単位：千円

節		説明
区分	金額	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費補助金	2,399	地域生活支援事業費等補助金 2,399 増
3. 福祉医療費補助金	25,571	障害者医療費支給事業補助金 11,297 増 子ども医療費支給事業補助金 2,591 増 後期高齢者福祉医療費支給事業補助金 11,683 増
2. 災害対策費補助金	1,000	愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 1,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 統計調査費委託金	392	国勢調査委託金 47 増 農林業センサス調査委託金 119 増 全国消費実態調査委託金 226 増

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
計	169,878	392	170,270

17 款 寄附金
1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	200,510	2,610	203,120
計	200,510	2,610	203,120

19 款 繰越金
1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	300,000	624,204	924,204
計	300,000	624,204	924,204

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5. 教育債	411,700	53,900	465,600
計	1,436,700	53,900	1,490,600

単位：千円

節		説明
区分	金額	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	2,610	教育費寄附金 2,610

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	624,204	前年度繰越金 624,204 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	53,900	学校施設改修事業 53,900 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	502,260	-8,850	493,410	2. 給料	-4,271
				3. 職員手当等	-4,579
2. 秘書人事管理 費	878,077	-1,210	876,867	4. 共済費	-1,210
8. 企画費	98,798	220	99,018	14. 使用料及び賃借 料	220
11. 市民活動推進 費	122,676	342	123,018	12. 役務費	12
				通信運搬費	8
				手数料	4
				13. 委託料	242
				18. 備品購入費	88
計	2,007,568	-9,498	1,998,070		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理 人件費	-8,850				-8,850	一般職給 4,271 減 地域手当 938 減 超過勤務手当 1,278 減 期末手当 2,363 減
計	-8,850				-8,850	
1 秘書人事 人件費	-1,210				-1,210	職員共済組合負担金 674 減 職員共済組合事務費負担金 7 減 退職手当組合負担金 529 減
計	-1,210				-1,210	
1 企画事務 事業	220				220	自動応答サービスシステム使用料 220
計	220				220	
2 都市・国際 交流事業	342	214			128	通信運搬費 8 手数料 4 通訳業務委託料 242 翻訳用タブレット購入費 88
計	342	214			128	
	-9,498	214			-9,712	

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 諸統計調査費	2, 207	392	2, 599	1. 報酬	355
				7. 賃金	37
計	5, 079	392	5, 471		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	908, 238	374	908, 612	28. 繰出金	374
2. 老人福祉費	841, 185	17, 250	858, 435	28. 繰出金	17, 250
3. 心身障害者福 祉費	1, 052, 674	215, 021	1, 267, 695	20. 扶助費	212, 358
				23. 償還金、利子及 び割引料	2, 663

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 諸統計調査事業	392	392				統計調査員報酬 355 増 統計調査業務 37 増
計	392	392				
	392	392				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
5 国民健康保険特別会計繰出事業	374				374	職員給与費等繰出金 374 増
計	374				374	
7 介護保険特別会計繰出事業	17,250				17,250	現年度分介護給付費繰出 17,250 増金
計	17,250				17,250	
2 心身障害児者扶助事業	215,021	154,470			60,551	自立支援医療費 35,371 増 訓練等給付費 65,667 増 介護給付費 95,326 増 地域生活支援費 15,994 増 特別障害者手当等給付費 124 国庫負担金返還金 障害者医療費国庫負担金 2,539 等返還金
計	215,021	154,470			60,551	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 福祉医療費	716,331	63,067	779,398	20. 扶助費	63,067
計	4,303,078	295,712	4,598,790		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,939,031	151,422	2,090,453	11. 需用費	945
				消耗品費	945
				12. 役務費	106
				手数料	106
				13. 委託料	894
				15. 工事請負費	13,719
				18. 備品購入費	1,425
			20. 扶助費	119,788	
			23. 償還金、利子及 び割引料	14,545	
2. 保育園費	2,514,814	80,432	2,595,246	19. 負担金、補助及 び交付金	75,496
				23. 償還金、利子及 び割引料	4,936

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 福祉医療事業	63,067	25,571			37,496	福祉医療助成費 63,067 増
計	63,067	25,571			37,496	
	295,712	180,041			115,671	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	16,983				16,983	消耗品費 945 増 指定管理料 894 増 児童館等整備工事費 13,719 増 図書及び器具購入費 1,425 増
3 児童福祉事務事業	134,439	70,674			63,765	手数料 106 増 心身障がい児通所・居宅 73,788 増 サービス事業費 児童扶養手当費 46,000 増 母子家庭等対策総合支援 144 事業費国庫補助金返還金 子ども・子育て支援交付 2,476 金返還金 障害児施設措置費（給付 7,950 費等）国庫負担金返還金 障害児施設措置費（給付 3,975 費等）県費負担金返還金
計	151,422	70,674			80,748	
2 保育事業	80,432	46,246			34,186	施設型・地域型保育給付 75,496 増 事業整備補助金 子どものための教育・保 4,936 育給付交付金等返還金

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	4,453,845	231,854	4,685,699		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	49,939	23,455	73,394	13. 委託料	1,232
				23. 償還金、利子及 び割引料	22,223
2. 扶助費	632,496	29,322	661,818	20. 扶助費	29,322
計	682,435	52,777	735,212		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	80,432	46,246			34,186	
	231,854	116,920			114,934	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	23,455				23,455	電算関係委託料 1,232 増 生活保護費国庫負担金返還金 21,107 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 654 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金 2 生活保護費県費負担金返還金 460
計	23,455				23,455	
1 扶助事業	29,322	21,991			7,331	医療扶助費 28,277 増 葬祭扶助費 1,045 増
計	29,322	21,991			7,331	
	52,777	21,991			30,786	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	264, 181	2, 034	266, 215	13. 委託料	1, 035
				23. 償還金、利子及 び割引料	999
3. 健康推進費	253, 337	12, 544	265, 881	13. 委託料	12, 544
計	704, 799	14, 578	719, 377		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 維持管理総務 費	15, 624	517	16, 141	13. 委託料	517
計	81, 990	517	82, 507		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 街路事業費	12, 126	3, 003	15, 129	13. 委託料	3, 003

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	2,034				2,034	電算関係委託料 1,035 増 母子保健衛生費補助金返 999 還金
計	2,034				2,034	
1 健康推進活動事業	12,544				12,544	成人病診断等委託料 10,637 増 電算関係委託料 1,907 増
計	12,544				12,544	
	14,578				14,578	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 維持管理総務事務事業	517				517	電算関係委託料 517 増
計	517				517	
	517				517	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 桜ヶ丘沓掛線改良事業	3,003				3,003	調査測量設計等委託料 3,003 増
計	3,003				3,003	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 都市下水路費	563, 519	6, 572	570, 091	28. 繰出金	6, 572
計	974, 216	9, 575	983, 791		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	41, 566	1, 628	43, 194	11. 需用費 消耗品費	1, 628 1, 628
計	889, 241	1, 628	890, 869		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	124, 819	3, 794	128, 613	2. 給料	1, 046
				3. 職員手当等	2, 748

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道事業 特別会計繰出事業	6,572				6,572	下水道事業特別会計繰出 6,572 増金
計	6,572				6,572	
	9,575				9,575	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 災害対策事業	1,628	1,000			628	消耗品費 1,628 増
計	1,628	1,000			628	
	1,628	1,000			628	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件費	3,794				3,794	一般職給 1,046 増 扶養手当 518 増 住居手当 217 増 通勤手当 391 増 超過勤務手当 636 増 期末手当 134 増 勤勉手当 852 増
計	3,794				3,794	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	303,346	0	303,346		
計	430,934	3,794	434,728		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	354,357	56,798	411,155	13. 委託料	2,723
				15. 工事請負費	43,231
				18. 備品購入費	10,844
2. 教育振興費	60,776	45,472	106,248	11. 需用費 消耗品費	38,753 38,753
				20. 扶助費	6,719
計	415,133	102,270	517,403		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	0			2,610	-2,610	財源振替
	3,794			2,610	1,184	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設維持管理事業	54,075		38,200		15,875	各小学校営繕工事費 43,231 増 エアコン備品購入費 10,844
2 小学校管理事務事業	2,723				2,723	P C B 処理等委託料 2,723
計	56,798		38,200		18,598	
1 小学校教育振興事業	38,753				38,753	消耗品費 38,753 増
3 小学校扶助事業	6,719	206			6,513	要保護・準要保護就学援 6,307 増 助費 特別支援教育就学奨励費 412 増
計	45,472	206			45,266	
	102,270	206	38,200		63,864	

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	389,347	20,984	410,331	15. 工事請負費	17,369
				18. 備品購入費	3,615
2. 教育振興費	49,562	943	50,505	20. 扶助費	943
計	438,909	21,927	460,836		

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	58,364	269	58,633	1. 報酬	269
4. 文化財保護費	15,053	2,376	17,429	15. 工事請負費	2,376
8. 青少年対策費	51,552	3,249	54,801	15. 工事請負費	2,244
				18. 備品購入費	1,005

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設 維持管理事業	20,984		15,700		5,284	各中学校営繕工事費 17,369 増 エアコン備品購入費 3,615
計	20,984		15,700		5,284	
3 中学校扶助 事業	943				943	要保護・準要保護就学援 943 増 助費
計	943				943	
	21,927		15,700		6,227	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活 動事業	269				269	社会教育等業務 269 増
計	269				269	
1 文化財保護 事業	2,376				2,376	大狭間湿地観察橋整備工 2,376 事費
計	2,376				2,376	
1 青少年対策 事業	3,249				3,249	放課後子ども教室整備工 2,244 増 事費 エアコン備品購入費 1,005
計	3,249				3,249	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
9. 陶芸の館費	2,810	177	2,987	13. 委託料	177
計	381,174	6,071	387,245		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,182,863	8,526	1,191,389	23. 償還金、利子及 び割引料	8,526
2. 利子	69,404	-2,254	67,150	23. 償還金、利子及 び割引料	-2,254
計	1,252,267	6,272	1,258,539		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	59,514	558,663	618,177	25. 積立金	558,663
計	60,864	558,663	619,527		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 陶芸の館管理事業	177				177	陶芸の館管理委託料 177 増
計	177				177	
	6,071				6,071	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	8,526				8,526	長期債元金 8,526 増
計	8,526				8,526	
1 公債費利子償還事業	-2,254				-2,254	長期債利子 2,254 減
計	-2,254				-2,254	
	6,272				6,272	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	558,663				558,663	財政調整基金積立金 558,663 増
計	558,663				558,663	
	558,663				558,663	

議案第 9 4 号

令和元年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 9 4 号

令和元年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 4 2 1, 8 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 国民健康保険制度関係業務事業費 補助金	0	616	616
計	1	616	617

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	687,962	374	688,336
計	687,962	374	688,336

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	616	国民健康保険制度関係業務事業費補助金 616

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	374	職員給与費等繰入金 374 増

歳 出

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 賦課徴収費	17,511	990	18,501	13. 委託料	990
計	17,537	990	18,527		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収事業	990	616		374		電算関係委託料 990 増
計	990	616		374		
	990	616		374		

議案第 9 5 号

令和元年度

豊明市下水道事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 95 号

令和元年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度豊明市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 7 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 6 0, 6 1 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		563,519	6,572	570,091
	1 繰入金	563,519	6,572	570,091
5 繰越金		20,000	146	20,146
	1 繰越金	20,000	146	20,146
歳入合計		1,653,900	6,718	1,660,618

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		154,209	146	154,355
	1 総務管理費	154,209	146	154,355
3 公共下水道建設 事業費		468,376	6,266	474,642
	1 建設事業費	468,376	6,266	474,642
4 公債費		703,520	306	703,826
	1 公債費	703,520	306	703,826
歳 出 合 計		1,653,900	6,718	1,660,618

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

4 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	563,519	6,572	570,091
計	563,519	6,572	570,091

5 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	20,000	146	20,146
計	20,000	146	20,146

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	6,572	一般会計繰入金 6,572 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	146	前年度繰越金 146 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	154,209	146	154,355	11. 需用費	146
				印刷製本費	146
計	154,209	146	154,355		

3 款 公共下水道建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 建設管理費	32,821	6,266	39,087	2. 給料	3,225
				3. 職員手当等	1,831
				4. 共済費	1,210
計	468,376	6,266	474,642		

4 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	117,282	306	117,588	23. 償還金、利子及 び割引料	306

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	146				146	印刷製本費 146
計	146				146	
	146				146	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 下水道建設人件費	6,266			6,266		一般職給 3,225 増 地域手当 369 増 期末手当 630 増 勤勉手当 832 増 職員共済組合負担金 674 増 職員共済組合事務費負担金 7 増 退職手当組合負担金 529 増
計	6,266			6,266		
	6,266			6,266		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費利子償還事業	306			306		長期債利子 306 増
計	306			306		

4 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	703,520	306	703,826		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	306			306		

議案第 9 6 号

令和元年度

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 96 号

令和元年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度豊明市の農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,437 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		6,083	37	6,120
	1 繰越金	6,083	37	6,120
歳入合計		95,400	37	95,437

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	6,083	37	6,120
計	6,083	37	6,120

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	37	前年度繰越金 37 増

歳 出

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	1,035	37	1,072	23. 償還金、利子及 び割引料	37
計	6,250	37	6,287		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費利子償還事業	37				37	長期債利子 37 増
計	37				37	
	37				37	

議案第 9 7 号

令和元年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 97 号

令和元年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 172,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,860,877 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 27 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		858,478	27,600	886,078
	1 国庫負担金	753,592	27,600	781,192
4 支払基金交付金		1,183,976	37,260	1,221,236
	1 支払基金交付金	1,183,976	37,260	1,221,236
5 県支出金		669,233	17,250	686,483
	1 県負担金	625,743	17,250	642,993
7 繰入金		772,945	17,250	790,195
	1 一般会計繰入金	729,818	17,250	747,068
8 繰越金		1	72,917	72,918
	1 繰越金	1	72,917	72,918
歳入合計		4,688,600	172,277	4,860,877

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,267,197	138,000	4,405,197
	1 介護サービス等諸費	3,897,956	120,000	4,017,956
	4 高額介護サービス等費	102,870	15,000	117,870
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,010	3,000	14,010
7 諸支出金		1,554	34,277	35,831
	1 償還金及び還付加算金	1,554	34,277	35,831
歳 出 合 計		4,688,600	172,277	4,860,877

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	753,592	27,600	781,192
計	753,592	27,600	781,192

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	1,145,909	37,260	1,183,169
計	1,183,976	37,260	1,221,236

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	625,743	17,250	642,993
計	625,743	17,250	642,993

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	27,600	現年度分介護給付費負担金 27,600 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	37,260	現年度分介護給付費交付金 37,260 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	17,250	現年度分介護給付費負担金 17,250 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	530,514	17,250	547,764
計	729,818	17,250	747,068

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	72,917	72,918
計	1	72,917	72,918

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	17,250	現年度分介護給付費繰入金 17,250 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	72,917	繰越金 72,917 増

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 居宅介護サー ビス給付費	1,637,035	120,000	1,757,035	19. 負担金、補助及 び交付金	120,000
計	3,897,956	120,000	4,017,956		

2 款 保険給付費

4 項 高額介護サービス等費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 高額介護サー ビス費	102,278	15,000	117,278	19. 負担金、補助及 び交付金	15,000
計	102,870	15,000	117,870		

2 款 保険給付費

5 項 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 高額医療合算 介護サービ ス費	10,790	3,000	13,790	19. 負担金、補助及 び交付金	3,000
計	11,010	3,000	14,010		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 居宅介護サービス給付事業	120,000	39,000		47,400	33,600	居宅介護サービス給付 120,000 増費
計	120,000	39,000		47,400	33,600	
	120,000	39,000		47,400	33,600	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 高額介護サービス事業	15,000	4,875		5,925	4,200	高額介護サービス費 15,000 増
計	15,000	4,875		5,925	4,200	
	15,000	4,875		5,925	4,200	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 高額医療合算介護サービス事業	3,000	975		1,185	840	高額医療合算介護サービス 3,000 増ス費
計	3,000	975		1,185	840	
	3,000	975		1,185	840	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	1	34,277	34,278	23. 償還金、利子及 び割引料	34,277
計	1,554	34,277	35,831		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	34,277				34,277	返還金 34,277 増
計	34,277				34,277	
	34,277				34,277	